

# 菊川流域委員会の規約(案)について

# 菊川流域委員会規約第2条設立の目的について

## 菊川流域委員会規約 第2条1項(抜粋)

第2条 流域委員会は、菊川水系河川整備計画(大臣管理区間)(案)の策定にあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき、**学識経験を有する者の意見を聴くことを目的**として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

### <関係文書>

・河川法16条の2 第3項

- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し**学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。**

# 菊川流域委員会規約第2条設立の目的について

## 菊川流域委員会規約 第2条2項(抜粋)

2. 流域委員会は河川整備計画作成後、**計画内容の点検について意見を述べる。**

### <関係文書>

#### ◎ 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

##### 第6 事業評価監視委員会

###### 6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために**学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。**

##### 第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

###### 1 再評価実施手続

(4)河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、**学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。**

#### ◎ 河川及びダム事業の再評価実施要領細目(抜粋)

##### 第6 事業評価監視委員会

**実施要領第4の1(4)又は第6の6規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。**

# 菊川流域委員会規約第2条設立の目的について

## 菊川流域委員会規約 第2条3項(抜粋)

3. 流域委員会は、河川整備計画に位置づけられる事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

### <関係文書>

#### ◎ 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

##### 第6 事業評価監視委員会

##### 2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針(原案)について審議するものとする。

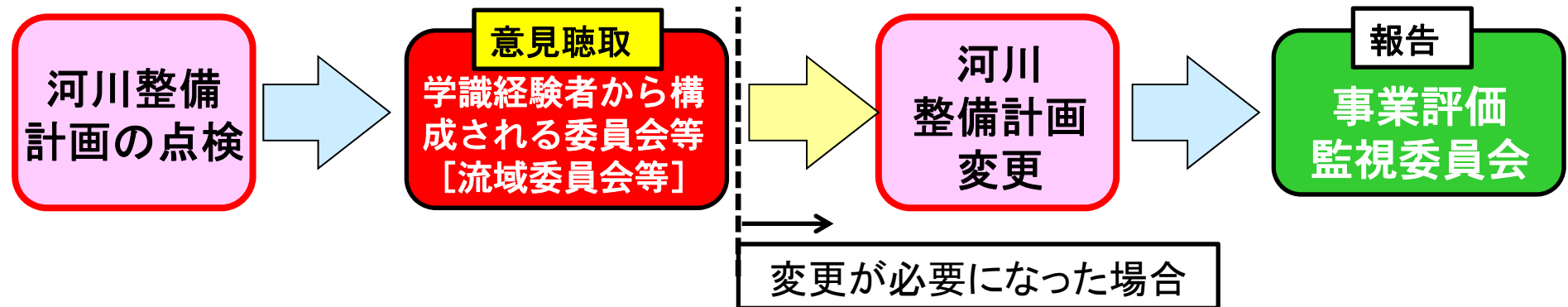
##### 第5 再評価の手法

##### 4 対応方針又は対応方針(案)決定の考え方

- ④河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、**学識経験者等から構成される委員会等**が設置され、審議中である場合には、**その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。**

# 流域委員会の位置付けについて

## 河川整備計画の点検・変更の手続きについて



## 計画段階評価、再評価、事後評価の手続きについて

